

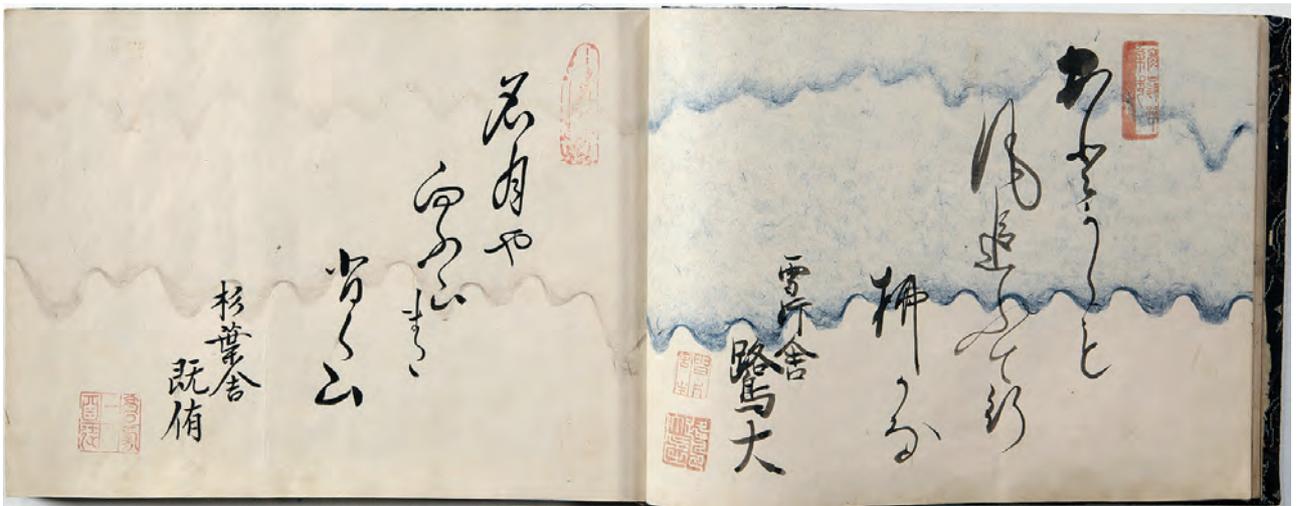
松 代

〈付・年報〉

第 27 号 (2013年)

目 次

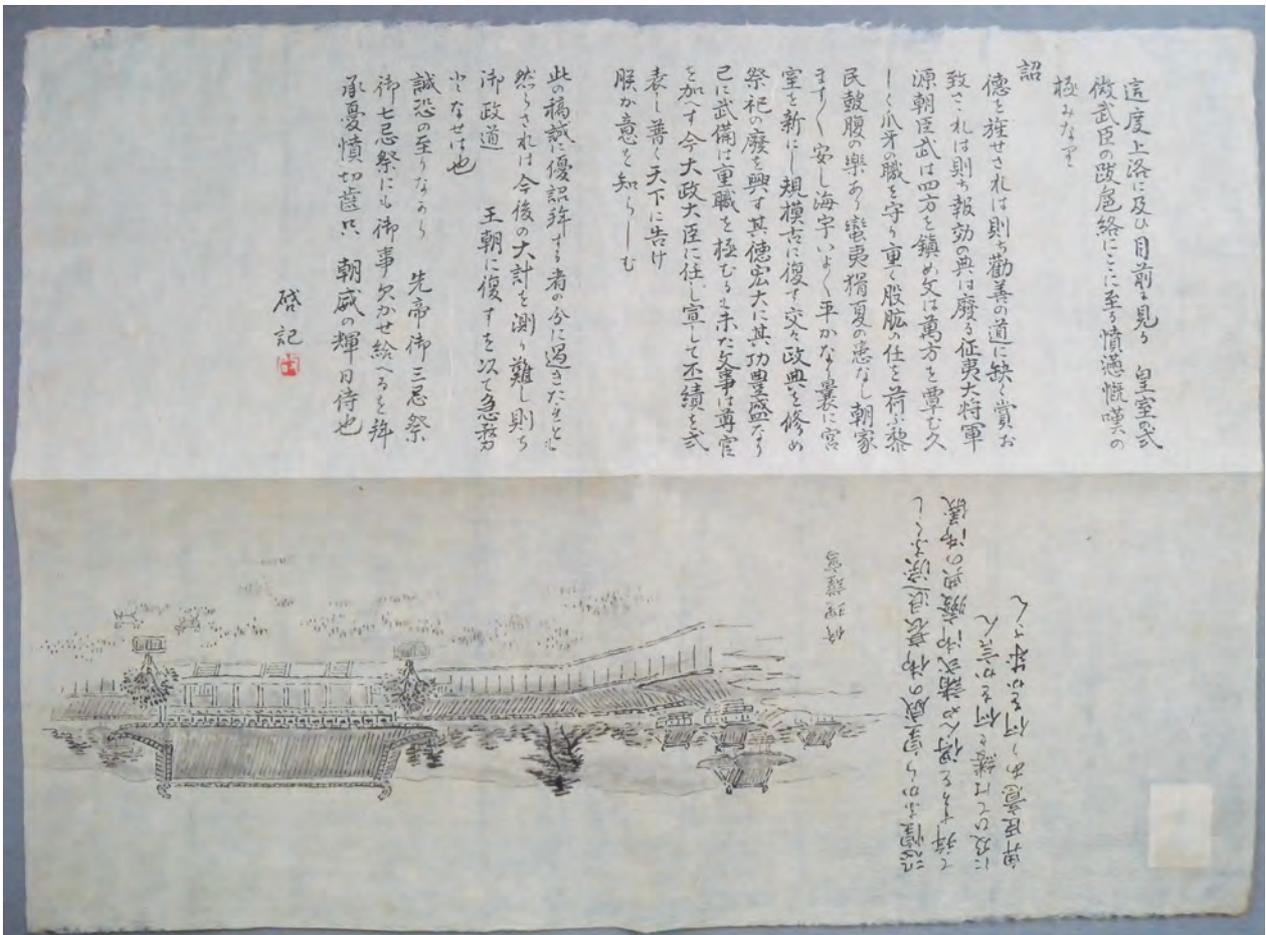
第九代藩主真田幸教の「家」戦略……………	佐藤 宏之	1
真田家御留守居役の記録 —真田宝物館所蔵 御留守居役史料群の紹介— ……	溝辺いずみ	8
資料紹介 真田宝物館蔵『俳諧集』の解題と翻刻……………	玉城 司	28
資料紹介 佐久間象山上洛前後の動向と思想 —大内繁氏寄贈資料から—……………	山中さゆり	42
翻刻 『菊の分根』(4)……………	真田連句を読む会	59
史料紹介 監察日記 安永二年～安永四年……………	真田古文書クラブ	72
年報 (2013年1月～2013年12月)……………		i



俳諧集 (「資料紹介 真田宝物館蔵『俳諧集』の解題と翻刻」より)



御留守居日記（「真田家御留守居役の記録—真田宝物館所蔵 御留守居役史料群の紹介—」より）



稿（資料紹介 佐久間象山上洛前後の動向と思想—大内繁氏寄贈資料から—」より）

第九代藩主真田幸教の「家」戦略

佐藤宏之

はじめに

第九代藩主真田幸教は、藩主就任から間もない安政元年（一八五四）から同六年にかけて、「政治心得」八点（いずれも年未詳）、「遺訓」五点、一七種の書物（第1表）を自ら著した稀有な存在として知られる¹⁾。

幸教が藩主に就任した時期は、藩内はまさに家中を二分する騒動の最中であつた。松代藩は、文政三年（一八二〇）から慶応四年（一八六八）にかけて、尊王攘夷を主張する恩田頼母派と公武合体を主張する真田志摩派による抗争が起きていた。幕府老中であつた八代藩主真田幸貫は、藩政改革を行うにあたり恩田頼母を重用し、成果を上げるものの、藩財政の回復までには至らず、今度は真田志摩が藩政を執り行った。ところが、真田幸教が藩主となると、この対立は後継者問題と絡んで、藩政を交互に執り行う大騒動となる²⁾。

「政庭遺鏡」・「政庭夜話」・「政庭筆談」・「議政」・「政鑑」・「凶国全書」と、もつとも多くの書物で紙面を割かれている事柄は真田志摩一件についてであつた。「政庭微莖」では、この一件を松代藩にとって「三大凶件」のひとつと位置づけている。また、「政庭遺鏡」では、この志摩を「先代様御時勢、格別ニ御拔擢有之御登庸之処」と、幸貫の代に拔擢、登用された人物であるが、「厚恩を奉志却候、段々暴逆候趣意ニ申矯唱へ、一列異

見を不用、我意殊暴放□跋扈増長ニ及ヒ申候事」と指摘している。そのため「遂ニ君威ニ当ルの勢を逞シ」、「上を欺犯国を危殆ニ及セ候、其罪容易不成事」と位置づけている。さらに、「政庭夜話」において、真田志摩の排除理由として、第一に「国家保守、無窮之害を除度」と、国家を守り、永遠の害を除くことであり、第二に「祖先・先君等之大孝義を顕度」と、祖先から幸貫までに大孝義を顕わすこと、第三に「典刑・紀綱相立候而已来、忠党之開道、佞奸・賊逆・私曲之道を絶度」と、典刑・紀綱が立つて以来、「忠党之道」が開いているため、「佞奸・賊逆・私曲之道」を絶つこと、第四に「人心之衰頹、国家安危時勢之成行氣遣之事」と、人心の衰退、国家の安危を気遣うこと、第五に「頼母・主水兩人を登用ニ付而も自分初志摩与は相仇とする之勢無之」と、恩田頼母・望月主水を登用しても、志摩に仇とする勢いがいないこと、五つを挙げている。

「幸教公書付」³⁾では、近ごろ、「奸曲邪賊のもの」が多くなり、政治にとって害が多く不安であり、これら私利私欲に走って妻子を顧みず、国家を傾かせ、政治を乱す者を国家の興隆のために藩政から排除したいと、藩士の実名二六名を挙げている。そのなかで真田志摩の名が筆頭に挙げられているのである。

このように、多くの著作において、繰り返し真田志摩一件について論じているのは、「研究、勘考、憐家不有之度事ニ候」ためであつたからであ

る。

したがって、藩の現状に苦悩した幸教は、苦悩するが故に、「政治心得」、「遺訓」、著作を執筆したと考えられる。「政治心得」は、現在急務のことを書き連ねたもの、および「国家之大根（＝命政之道）」、「国家を治め候根元」、「国を治め候道」とはなにか、そのためになが必要なのか、論じたものであり、「忠勇無二之士」を得るための制度を作ることの重要性を指摘した。

また、「遺訓」は、「政事の一端」を筆記し、後世に残すことによって、あるべき国家（藩）像、あるべき家臣像、父子・君臣関係などの理想像を提示した。

さらに、幸教の著作は、現実に直面する（あるいは、直面した）問題や自身の安危を、旧記などの日記・書類などから略記・抜粋し、「政治の一助」、「後世之為戒」とするために著したものであった。

幸教自身、「政事与申もの二中々事多く、寸心忠孝・信義ニも述度候得共、何分元来病身故成気力も衰江思様ニ事務・雑務候間何与歟取斗方建議頼存候義、扱誰れニても仁義聖賢之道を□候節は、治国之事も易く有之可申、自分微力ニ而善悪与も人心之世ニ得失ともニ実ニ力ニ不及、是等檢察給度候」（「議政」⁴）と、政治に対して述べたきことがあるが、元来病身ゆえに気力も衰え、思うように取りはかることができない。自分が微力であるため、善悪や得失ともに力が及ばず、これらを檢察していただきたいとの執筆動機が記されている。すなわち、執筆当時からすでに読者が想定されており、その読者によって誤りや不正の有無などが調べられ、のちに記述が訂正されることを期待していたことが知られる。

したがって、この「政治心得」、「遺訓」、著作は、幸教が御家を如何に存続させるかという明確な課題をもって著したものということができらるる。

家中騒動に「苦悩した」幸教は、自身の著作活動を通じて「物言う大名」として戦略的に「御家」意識を醸成し、それを意識化させた。それは、三世代あるいは四世代後にまで家産などを継承していくことを視野に入れて、制度や慣習などを運用する、いわば「家」戦略とでもいべきものである⁵。

それでは、その「家」戦略のなかで、幸教自身がなにを考え、なにを構想していたのか。本稿ではこれらの著作のなかから、彼の意識や思想の一端に迫ることにしたい。

一 真田幸教について

本稿の主人公である真田幸教は、天保六年（一八三五）二月十三日、父幸良と母村上チエ（順操院）の間に生まれる。父幸良は、「幸貫未だ実家にありし時の妾腹の子なるも公儀へは定信の末男幸貫の養子と届出づ⁶」と、松平定信の二男である八代藩主幸貫が、まだ実家にいる文化十一年（一八一四）に誕生し、幕府へは定信の子として届けられ、のちに幸貫の養子となる。しかし、幸良は藩主に就任することなく幸貫に先立って天保一五年（一八四四）に没してしまったため、嘉永五年（一八五二）五月六日に幸教が九代藩主として家督を継ぐことになった⁷。

幸教自身、藩政を預ることになったことに対して、「不肖の身にて猥りニ大任を取り候事」は「戦慄之処」であり、「根来才弱力」ゆえに「大任を視候ニ不堪之処」と認識していた。しかしながら、「先君之厚き御意」⁸を蒙り、「不肖之自分を慎謹誠実ニして大事を視候ニ至り候旨厚き御目鏡を蒙り候ニ御細々ニ御教戒を蒙り」、それ以来「国務之大事江厚ク心をフル寸遍も」怠らなかつたという。

また、嘉永六年八月には浦賀近海上を警備し、安政元年七月にはペリール航につき横浜応接所を、文久元年（一八六一）には和宮降嫁につき中山

道和田宿（現、長野県小県郡長和町和田）から杳掛宿（現、長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢）までを、文久三年にはイギリス船が江戸湾に来航したため横浜を警衛し、元治元年（一八六四）六月には京都に入り御所の警衛を行っている。ついで、長州征伐のため大坂警衛にかわり、大坂から松代に帰ってきたのは元治二年二月二〇日であった。このように幕府からさまざまな役が課せられ、それに応える一方で、安政元年三月から翌年十一月にかけて「浮腫」の治療を行ったり、文久三年には不快のため、幕府から在所養生が許可されたり、横浜警衛のために出府したが病気のため帰邑、さらに病気のため出府を免じられるなど、幸教は病に臥せている。幸教は「素も多病にて暑寒之酷前ナル時分は毎ニ不快」であり、「全軟弱虚疲之生故之事と歎涙之次第二候」という健康状態であった。したがって、幸教自身、「自分杯不肖の身にては返而先祖之名下候とも興隆之事無覺束」、「素国家を治め候器に無之ものが何様毘勉候とも素々治不可得之事」にては「先君江之不孝、先祖江之不忠」と心得ていた¹⁰。藩主となる人物の器量が、家名や御家の興隆、先君への不孝、先祖への不忠と密接に関わるというのである。幸教の「御家」意識が知られよう。

慶応二年（一八六六）三月九日に幸教は退隠して、伊予国宇和島藩主伊達宗城の長男保磨（のちに幸民）が松代藩を襲封する。藩主在任期間は一年であった。幸教は、この三年後の明治二年（一八六九）一〇月十八日に没する。享年三五歳。

二 真田幸教の「治国」とはなにか

真田幸教が国を治めるため、この一連の著作活動のなかでもっとも重視したと思われるのは制度や典刑を立てることであった。

「存志十八ヶ条」¹¹では、制度や典刑がなければ、「君臣位顛覆致し」、小吏が「君上之位ニ安シ、有司・宰臣之勢を盗ミ、遂ニは亡乱と致し」、「君

上之勢」・「宰臣之権」が「下々ニ奪レ」、有名無実となってしまう。もし「有名無実、木偶・泥塑之如き時ニは」法令や節度はみな「篡滅拭逆之様と成」る。したがって、そのような事態を防ぐためにも「賢良之腹心を多く得候」ことが「治国之要」であると指摘している。

また、「治国候」ことの第一は、「賢良之もの江信任シ不疑」、万民の心を掌握して和を得ること、第二は官職・階級を分け、制法を嚴重に設け、法令を密にすること、第三に職掌を分けること、第四に「褒貶予奪を厳ニ」すること、第五に儉約・省略などがやむを得ないときは人心が動揺することがないようにすること、第六に「出納虚実」を知り、「私曲邪謀」なきようにすることを「六政」と位置づけている。そして、この「六政」は「甚六ヶ敷事」ではあるが、それを行わないとき、国家はたちまち敗亡すると指摘している。

この「六政」と同様のものが幸教の著作のなかにたびたび現れる。例えば、「八政」¹²では「明予奪／考時勢／定制令／計用費／選親任／辨正邪／貴機密／正名分」が挙げられ、「政枢畧記」¹³の序文では「仁義・事情・賞罰・思威・軽重・計商」の六つが「政之大」として挙げられ、「政庭微莖」¹⁴の序文では「形勢を考、内外を□、紀綱を張、耳目を明、内奏を退、軍用を議、簡畧を要、士心を励、土地を彊」することという「十策」が「興国万世之備要」と位置づけられ、安政四年（一八五七）六月一四日に書いた書状¹⁵では「衡量／算盤／規繩／飯椀／茶七／草鞋」の六つが「国家大事可心得事」として、「十四誠遺典 滋野幸教親誌」¹⁶では「図計財糧以備縦横／進善刑奸以張紀綱／明保竈踈以知利害／練察辛甘以知安危／黜遠灯苛以取制節／笑赦情道以豊情道／明照拳動以知理實／推測虚實以計民利／考極本末以断事務／抑雍庸害以明政典／踈遠淫逆以取将心／開闔褒貶以嚴国政／明密権詭以務利争／撰□和徳以獲民心」が一四の誠めとして挙げられている。それぞれ国家を治めるうえで心得るべき事柄として列挙され

ているものではあるが、その相互の関係性については今後の検討課題としたい。

さらに、「存志十八ヶ条」では、「賞罰之要」は難しく、「君上たる処之道」が有名無実化し、その「道」が宰臣へ移ったさいは、その国は「宰臣之国家ニして君上之国家ニは無之」、これにより奸党が蜂起して、ついに国家が滅亡すると述べている。その例として「伊達・越後近くは仙石騷動等、皆其騷動之根元は君上之威権」にあると伊達騷動・越後騷動・仙石騷動など、その騷動の根源を主君の威権が「閨房中ニ長成シ、国家危難之事」を怠ったためであり、このような「大凶之亡滅等は尤大なるもの」と位置づけている。つづけて「賢佐多く候而も、主君氏□愚ニ候得者亡滅は必定之事」であり、その例として豊臣秀頼（「此例秀頼等也」）が挙げられている。

これと同様の記事は「政庭微莖¹⁷」においてもみることができる。同書では、但馬国出石藩でおきた仙石騷動の記事を「仙石一件筆記略抄」と略抄し、陸奥国仙台藩でおきた伊達騷動の記事も「仙台騷動大概書取」として筆記している。仙石騷動は「仙石騷動実記」・「仙石家一件」など、伊達騷動は「伊達騷動記」・「伊達厳秘録」など、越後騷動は「越後騷動通夜物語」・「越後騷動日記」などによって広く読み継がれた。この二つの記事は、「仙石左京一条、為後鑑書取」、「是等之事成敗之勢不知候而は不成事、依而為後鑑認送候」と、「為後鑑」すなわち「御家」断絶となった例を教訓とすべく記されたことが知られる。

さらに、「政庭遺鏡¹⁸」では「秀吉・勝家之論」として、秀吉が「勝家死亡之後如案信孝を弑シ、信雄と戦ひ織田斃シ奪う形勢ニ候故ニ小牧・長久手之義戦有之候、是を以秀吉之所行見候ニ国家永久ニ可伝義主ニは無之且時勢を得天下も掌握候事」と、織田信孝・信雄を殺害した行為から、それは永久に続くものではなく、時勢によって天下を掌握したに過ぎない

め、「右故ニ三代も不伝、徳川氏之天下と成り申候事」と、豊臣家は三代も続かず、徳川家の天下となり、「生邪必滅無余伎天理ニと存候」と結んでいる。

このように幸教は「御家騷動物」や軍記物の読書のなかから教訓を導き出していると考えられる¹⁹。

幸教は、国家を治めるために、制度や典刑を立てることを重要視し、そのためにも「賢良之腹心を多く得候」ことが「治国之要」であると述べている。

その一方で、法制を厳密にすることは良いことではあるが、煩雑となつてはかえって人心が背く根源となつてしまつとも述べていることに注目したい。法とは典にて定めるものであり、その典とは「心ニ好みて定候ニは無之、衆人を統治致し候上ニ而無余伎定候事」であるといふのである。しかしながら、衆人の心をひとつに合わせることは難しいことであり、「一和」とは昔より決して「衆心一和」（衆人の心をひとつに合わせる）となることをいうのではなく、「法制純一、無偏、中道之和徳得候事」と、どちらか一方に偏ることなく、中道の和徳を得ることをいふのであると述べている²⁰。

この「一和」については、「幸教御書下（七ヶ条大概趣意²¹）」において「乱世ニも治世ニも一和候処追々仁政も被行候」と、乱世においても、治世においても「一和」であれば追々仁政が行われると述べている。ところが、「和与申候ハ理非を不論、一和候与申義ニは無之」と「一和」の差異を述べ、「私意邪心を除き我人上下其処を楽ミ申候」ことを「一和」と規定している。したがって、「士農工商」が、この「一和之道」を公正な立場（「不偏」）で行うならば、役に立たないことなどはないと述べている。

幸教にとつて「治国」とは、制度や典刑を立てることであり、そのため

にも「賢良之腹心を多く得候」ことが「治国之要」であった。その考えは、「国家之大根（＝命政之道）」、「国家を治め候根元」、「国を治め候道」として、「忠勇無二之士」を得ることが重要であり、そのための方法を作ることが国家を治める「先務」であると論じた「政治心得」⁽²²⁾と同様である。

そして、「賢良之腹心」や「忠勇無二之士」によって立てられた制度や典刑が、どちらか一方に偏ることなく、中道の和徳を得るという「一和」を生み、「衆人（＝士農工商）」がその「一和之道」を執り行なうならば必ず役に立つと述べているのである。

すなわち、制度や典刑を立てることは、藩制の刷新のみならず、藩領民のすべて―藩士から農民・町人・職人などを含む―を意識した政治構想であったといえよう。

むすびにかえて

本稿では、真田幸教がなにを考え、なにを構想していたのか。その意識・思想をあきらかにするために、その著述活動に注目した。

病身ゆえに気力が衰え、直接藩政に関われなくなった幸教にとって、「御家」存続のために著作を行い、著作を通じた建策を企図したものであったといえよう。そのなかで、国家を治めるために、紀綱と賞罰を立てることが、いまの藩政に必要なこととして重視しているのである。したがって、幸教による「政治心得」、「遺訓」、著作などの一連の著作活動は、御家を如何に存続させるかという明確な課題をもって行われたものといえることができる。しかも、その著作の多くが藩主就任間もない時期に集中していることは、これらの著作によって、これから藩政を執り行うための施政方針が示されたといえる。これにより、「御家」意識が醸成され、著作を通して意識化されていたのである。

また、これらの著作には、読者によって誤りや不正の有無などが調べられ、のちに記述が訂正されることを期待していることや、「一覽候後可被相返候」⁽²³⁾とあるように、当初より読者が想定されていることがうかがえる。これらの著作がいったいどのような史料空間のなかに存立していたのか、今後の検討課題としたい。

さらに、こうした著述活動を行うようになる幸教の思想的背景を探る必要がある。すなわち、幸教はどのようにして自身の思想を形成してきたのかという問題である。そのためにも松代藩の学問状況をあきらかにしていかなければならないと考えている。幸教自身、「文武文武与口辟之様二申候得共」、基本的には誠実であることが大切であり、それがなければ「忠良之学業」はできず、ついには「邪賊之悪人二相成り申候」と述べる。したがって、「文学・武事少し劣候ても其業も真心之誠実」を専らにすれば「奸人ニは相成不申候事」という⁽²⁴⁾。松代藩の藩校である文武学校は、八代藩主幸貫が水戸の弘道館にならって計画し、九代幸教の時代、安政二年（一八五五）に完成した。藩校名にある「文武」をどのようにとらえていたのだろうか。幸教の思想的背景を藩の学問状況と照らし合わせながら別稿において改めて問うてみたい。

註

- (1) 拙稿①「苦悩する大名―第九代藩主真田幸教の政治構想―」（渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政』岩田書院、二〇〇八年）、拙稿②「物言う大名―松代藩第九代藩主真田幸教―」（『歴史評論』（第七五四号、二〇一三年））。
- (2) この一連の過程については、拙稿③「大名家を継ぐ―松代藩の家中騒動と養子相続―」（渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』岩田書院、二〇〇五年）を参照のこと。

(3) 真田家文書二二二三七一（年未詳）（幸教公書付）（真田宝物館所蔵）。

- (4) 真田家文書 8-1-13-14 「議政」(真田宝物館所蔵)。
- (5) 佐藤宏之『近世大名の権力編成と家意識』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (6) 『松代町史』下巻(松代町役場、一九二九年)。
- (7) 『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)によれば、幸貫は松平主殿頭忠馮の七男幸忠を養子としたがまもなく没し、続いて父定信の末子(実は幸貫の子) 幸良(幸栄)を養子に迎えたが、これも幸貫に先立って没したため、幸良の子幸教に家督を継がせたとある。
- (8) 真田家文書 11-1-64-15 「(年未詳)二月六日」書付(国政二付) (真田宝物館所蔵)。
- (9) 「幸教病氣一件」『史料館所蔵史料目録第三七集 真田家文書目録(その二)』(国立史料館、一九八三年) 六三・六四頁。
- (10) 前掲注 8 参照。
- (11) 真田家文書 11-1-32 「存志十八ヶ条」(真田宝物館所蔵)。
- (12) 真田家文書 11-1-58-8 「八政(政治心得)」(真田宝物館所蔵)。
- (13) 真田家文書 8-1-1(3) 「政枢畧記」(真田宝物館所蔵)。
- (14) 真田家文書 8-1-3-4 「政庭微荃」(真田宝物館所蔵)。
- (15) 真田家文書 11-1-14 「幸教書状」(真田宝物館所蔵)。
- (16) 真田家文書 11-1-8-12-1 「十四誠遺典 滋野幸教親誌」(真田宝物館所蔵)。同館所蔵の真田家文書 11-1-8-12-2 「十四誠遺典」には「図計財糧備縦横進善刑賊張紀綱明保竈疎知利害察納辛甘知安危黜遠苛取氓情笑談情利知深淺明照拳動知實理推測虚實計民利等争得失強地力考極本末断事務抑雍庸害明国勢守制節義保榮道開闢褒貶嚴政典明密詭權威撫冠撰和德獲民心疎遠嚙姪取將心」と記されており、若干の異同がある。
- (17) 前掲注 14 参照。
- (18) 真田家文書 8-1-7-8 「政庭遺鏡」(真田宝物館所蔵)。
- (19) 長友千代治『近世貸本屋の研究』(東京堂出版、一九八二年)、拙稿④「読み継がれる越後騒動」(『一橋論叢』第一三四巻第四号、二〇〇五年)、拙稿⑤「続・読み継がれる越後騒動」(『書物・出版と社会変容』第一号、二〇〇六年)。拙稿

④・⑤では、越後騒動が物語となり、教訓書として読まれた姿をあきらかにした。

- (20) 前掲注 11 参照。
- (21) 真田家文書 11-1-40-1 「幸教御書下(七ヶ条大概趣意)」(真田宝物館所蔵)。この史料の冒頭には、「今日申義候処、政要眼目之処は、事物皆容易之義ニ無之難事ニ候得共、乍去格別思慮励政無之ては、遂ニ往々後代非常之節ニ至リ、乱亡ニ致シ方も無之ニ付而は、何分ニも此ヶ条被行候様ニ具々も致シ度存候」と、この箇条にしたがって藩政を執り行うことは難しいことではあるが、それをしないと後代になって非常事態となるためくれぐれも執り行うようにとの幸教の願いが記されている。
- (22) 真田家文書 11-1-58-22 「政治心得」(真田宝物館所蔵)。
- (23) 前掲注 21 参照。
- (24) 前掲注 21 参照。

第1表 真田幸教の著作

	史料番号	年代	史料名
1	11-1-58-8		八政（政治心得）
2	11-1-58-14		政治心得
3	11-1-58-15	9月11日	政治心得
4	11-1-58-16	9月11日	書下（政治心得）
5	11-1-58-22		政治心得
6	11-1-58-30		政治心得（三十一件）
7	11-1-60-7		書付（政事覚書）
8	11-1-60-8		書付（政事覚書）
1	8-1-12	安政5年3月29日	遺訓 完
2	8-1-42		遺典 或家訓 追加下
3	11-1-9-8	安政5年3月9日	幸教遺訓条目
4	11-1-44-1	安政4年閏5月26日	遺詔一封（包紙上書）、遺訓政典、滋野幸教
5	11-1-84		遺訓条目、（幸教公）
1	8-1-1（3）	安政6己未年6月日誌	政枢畧記
2	8-1-2	安政丙辰3歳12月6日	六議雑誌自序並目錄之卷
3	8-1-3,4		政庭微莖
4	8-1-5		政庭新志
5	8-1-6	安政丙辰3年11月8日	政庭新志再集
6	8-1-7,8		政庭遺鏡
7	8-1-9	安政丙辰3年11月11日認置	政庭語彙策
8	8-1-10		政庭筆談 員外蒐
9	8-1-11	2月19日認	政庭夜話
10	8-1-13,14		議政
11	8-1-15,16		議政 蒙学訓集
12	8-1-23	安政元年閏7月10日	旧歳秘言
13	8-1-35,36		政鑑
14	8-1-37,38	安政5年2月9日	凶国全書
15	8-1-39		凶国全書大典
16	8-1-40	干時安政5午鶏且既望作之	政記
17	8-1-42~73	安政3年10月~安政5年11月	政堂枢機年表書記
1	11-1-3-1	（7月）	国綱議策
2	11-1-3-2		存志十八ヶ条
3	11-1-3-3		閣内規則
4	11-1-3-4		閣内規則
5	11-1-3-5	（7月）	備要栄策
6	11-1-3-6	7月	備要栄策
7	11-1-3-7	（慶応元年）閏5月21日	（上書なし）
8	11-1-7-2	10月10日	政務上之義存念書取（幸教）
9	11-1-8-12-1		十四誠遺典 滋野幸教親誌
10	11-1-9-4-7	安政4年7月9日	遺法典規（幸教）
11	11-1-40-4-1	2月24日	幸教御書下（七ヶ条大概趣意）